第千九百四十一号

役職名

氏

名

住

所

退

任

年 月

日

日

### 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し (十七件)...... 土地改良区役員の退任及び就任 目 次

平成二十一年 四月二十日

月

理

事

松本

吉雄

同

九

四番地

同

曜

理事長

坂本

正秀

山梨市市川二二五九番地

平成二十一年三月三十一日

同

丸山

森人

同

一一〇二番地

同

九

同

関口

猛夫

同

一三五一番地

同

同

古屋

茂樹

同

六二九番地

同

# 監査の結果に基づく措置状況. 兀

匹

同

雨宮たつ子

同

六八三番地

同

同

丸茂

亘

同

北一九一六番地六

同

### 告 示

# 山梨県告示第百四十七号

県営土地改良事業 (小佐手地区地域用水環境整備事業)の工事は、平成二十一年三月

二日をもって完了した。

平成二十一年四月二十日

山梨県知事 横 内

正

明

同

若月

同

一七八五番地

同

監

事

宮下

善雄

同

市川三二〇番地

同

同

野沢

秀紀

同

||五五||番地

同

同

武藤

等

同

一六五二番地

同

同

鈴木

貢

同

西一〇七三番地

同

同

鶴田

一仁

同

一九五番地

同

## 告

公

 $\odot$ 土地改良区役員の退任及び就任

堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十一年四月二十日

退 任

Щ

梨 県

公

報

第千九百四十一号

平成二十一年四月二十日

山梨県知事

横

内

正

明

就 任

西保

同

雨宮

同

西一九二〇番地

同

同

鶴田

文麿

同

北六〇二番地二

同

理事長 役職名 坂本 氏 名 住 所 就 任 年 月

日

| _ | 正秀           |
|---|--------------|
|   | 山梨市市川二二 五九番地 |
|   | 平成二十一年四月一日   |

| 同 | 東二二四三番地   | 同 | 美<br>雄 | 岩波    |   | 同 |
|---|-----------|---|--------|-------|---|---|
| 同 | 北五三五番地    | 同 | 正人     | 雨宮    |   | 同 |
| 同 | 四二三番地     | 同 | 勝敏     | 奥山    |   | 同 |
| 同 | 市川一五九三番地二 | 同 | 美夫     | 塩沢貴美夫 | 事 | 監 |
| 同 | 一〇七二番地    | 同 | 長年     | 佐藤    |   | 同 |
| 同 | 一九六八番地    | 同 | 幸男     | 雨宮    |   | 同 |
| 同 | 西二三〇四番地   | 同 | 治      | 武藤    |   | 同 |
| 同 | 六〇〇番地     | 同 | 修      | 遠藤    |   | 同 |
| 同 | 九六七番地一    | 同 | 常富     | 窪田    |   | 同 |
| 同 | 北五七二番地    | 同 | 孝吉     | 雨宮    |   | 同 |
| 同 | 八六八番地     | 同 | 和仁     | 中村    |   | 同 |
| 同 | 一八五四番地    | 同 | 信司     | 古屋    |   | 同 |
| 同 | 一〇八一番地    | 同 | 森造     | 渡辺    |   | 同 |
| 同 | 五九二番地     | 同 | 進一     | 辻     | 事 | 理 |

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十一年四月二十日

山梨県知事 内 正 明

処分をした年月日 平成二十一年三月一日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

卯月建設

- 2 主たる営業所の所在地 大月市七保町瀬戸千九百九十七番地
- 代表者の氏名 卯月和
- 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第二二一〇号

Ξ

- 兀 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 た旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十一年二月二日付けで四に掲げる建設業を廃止し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十一年四月二十日

内 正

明

- 処分をした年月日 平成二十一年三月二日
- 一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 西島工務所
- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町西嶋千八百三十四番地
- 代表者の氏名 望月治也
- Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第五八九二号

兀 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

止した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十一年二月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十一年四月二十日

山梨県知事 横 内 正

明

- 処分をした年月日 平成二十一年三月八日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 ディーケーティーコーポレーション
- 2 主たる営業所の所在地 山梨市三富徳和千三十番地
- 代表者の氏名 名取慶彦
- 許可番号 山梨県知事許可(般 八)第八四〇一号

兀 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、 ほ装工

五 処分の原因となった事実 しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し 平成二十一年二月六日付けで四に掲げる建設業を廃止し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

た旨の届出があった。

第百号) 第二十九条第一項の規定により、 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律 次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年四月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

処分をした年月日 平成二十一年三月九日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 有限会社ホームファクトリー

2 主たる営業所の所在地の南都留郡富士河口湖町勝山千二百二十四番地

破産管財人の氏名 松本成輔

許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第八六〇六号

兀 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 た旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十一年三月四日付けで四に掲げる建設業を廃止し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十一年四月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

処分をした年月日 平成二十一年三月九日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 有限会社建築大森

2 主たる営業所の所在地 南アルプス市飯野二千五百五十七番地六

代表者の氏名 大森逸雄

許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第七四六〇号

処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

止した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十一年二月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十一年四月二十日

山梨県知事 横 内 正

明

処分をした年月日 平成二十一年三月九日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 名取建設有限会社

主たる営業所の所在地 笛吹市境川町藤垈四千七百五十四番地

代表者の氏名 名取義雄

3 2

許可番号 山梨県知事許可 (般 一六)第八七七八号

四 事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工

取消し

 $\overline{\mathcal{H}}$ た旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十一年三月二日付けで四に掲げる建設業を廃止し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成二十一年四月二十日

山梨県知事 内

正

明

処分をした年月日 平成二十一年三月十五日

一 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 峡北建設株式会社

2 主たる営業所の所在地
北杜市長坂町長坂上条二千四百二十九番地

代表者の氏名 赤池貞親

Ξ 許可番号 山梨県知事許可 (特 一六)第五一七二号

兀 処分の内容 建築工事業及び造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十一年二月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

• 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

Щ

梨

県

第百号)第二十九条第 一項の規定により、 次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年四月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 処分をした年月日 平成二十一年三月十五日
- 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 上田塗装工業
- 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町落居四千二百九十六番地
- 3 代表者の氏名 上田吉武
- Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第七九二七号
- 兀 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十一年二月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律 次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年四月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 処分をした年月日 平成二十一年三月十六日
- 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 株式会社三共道路
- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原百八十二番地四
- 3 代表者の氏名 小野健二
- 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第六八四九号
- 几 係る一般建設業の許可の取消し 処分の内容の石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年三月九日付けで四に掲げる建設業を廃止し た旨の届出があった。
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十一年四月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 処分をした年月日 平成二十一年三月十六日
- 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 株式会社ゼロ
- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町西条二千八十番地七
- 3 代表者の氏名 小宮山晃司
- Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第九二〇〇号

兀

- 許可の取消し 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅ んせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の 処分の内容、土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、
- た旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十一年三月十日付けで四に掲げる建設業を廃止し
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十一年四月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 処分をした年月日 平成二十一年三月二十三日
- 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 巨摩建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 韮崎市旭町上條北割千八十番地
- 3 破産管財人の氏名
  井上昌幸
- 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一八)第九号
- 兀 業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水 事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工
- 五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十一年三月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止

道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律 次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年四月二十日

山梨県知事 横 内 正

明

一 処分をした年月日 平成二十一年三月二十三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社島田保温工業

2 主たる営業所の所在地 甲斐市竜王新町千三百六十七番地

3 清算人の氏名 浅利淳一

一 許可番号 山梨県知事許可 ( 般 一七 ) 第五八〇七号

四 処分の内容 熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の取消し

した旨の届出があった。 
五 処分の原因となった事実 
平成二十一年三月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止

)建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成二十一年四月二十日

山梨県知事 横 内 正

明

処分をした年月日 平成二十一年三月二十三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社驫ホーム

2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原七百十四番地三

3 代表者の氏名 橘田浩之

二 許可番号 山梨県知事許可 (般 一九)第八五七〇号

□ 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成二十一年四月二十日

J梨県知事 横 内 正 明

処分をした年月日 平成二十一年三月二十三日

一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名の りょう アイ・アイン

1 商号 有限会社カワスミ

2 主たる営業所の所在地 中央市今福三百九十三番地

3 代表者の氏名 河澄利雄

許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第四一八八号

処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

四三

五

処分の原因となった事実(平成二十一年三月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

) 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。(許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律)

平成二十一年四月二十日

山梨県知事 横 内 正

明

処分をした年月日 平成二十一年三月二十九日

一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 朝日設備工業所

2 主たる営業所の所在地 都留市朝日曽雌千八百八十三番地

3 代表者の氏名 小幡宗明

三 許可番号 山梨県知事許可 (般 一八)第六四四九号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、

しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成二十一年四月二十日

山梨県知事 横 内 正

明

処分をした年月日 平成二十一年三月三十日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社オネスト

2 主たる営業所の所在地 甲府市国母五丁目三番三号

3 破産管財人の氏名 佐々木亮

Щ

許可番号 山梨県知事許可 ( 般 一八)第八二九七号

兀 内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の 業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・プロック工事業、鋼構造物工事業、鉄 許可の取消し 筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事

五 処分の原因となった事実 止した旨の届出があった。 平成二十一年三月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十一年四月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

処分をした年月日 平成二十一年三月三十日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 桂建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 大月市駒橋一丁目九番二十八号

破産管財人の氏名 中島大督

許可番号 山梨県知事許可 (般・特 一八)第一一七三号

兀 業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業 に係る特定建設業の許可の取消し 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事

五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成二十一年三月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止

## 基本測量の終了

があった。 年四月七日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、平成二十一

平成二十一年四月二十日

内

基本測量 (二万五千分の一地形図修正測量)

平成二十年四月七日から平成二十一年三月二十四日まで

正 明

> Ξ 作業地域 山梨県内全域

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 完了した。

平成二十一年四月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

の一及び一七六〇の二並びに富士見一丁目一一三八の四、一六九五の二及び一六九七 五〇〇の一、一五〇〇の七、一六九八の一、一六九八の二、一八九八の三、一七六〇 五六の五、一二五九、一二六七、一二六八の一、一二六八の二、一二七三の一、一二 二六、一一二八、一一三八の三、一一三八の五、一一五六の一、一一五六の四、一一 五、一二八八の六、一二八八の七、一二八八の八、一二九四の一、一二九四の二、一 七三の二、一二七六の一、一二七六の二、一二七六の三、一二八八の一、一二八八の 韮崎市若宮二丁目六八五の一、一一二五の一、一一二五の二、一一二五の三、一一

二 公共施設の種類、位置及び区域

| 水河道     | 公共施  |
|---------|------|
| 路川路     | 設の種類 |
|         | 類    |
| 次の図のとおり |      |
|         | 位    |
|         | 置    |
|         | 及    |
|         | び    |
|         | X    |
|         | 域    |
|         |      |
|         |      |
|         |      |
|         |      |
|         |      |

崎市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所峡北支所及び菲

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

壯

東京都台東区上野七丁目十四番四号 ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 越智

### 監 查 委 員

## 山梨県監査委員告示第七号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定により、 監

Ш

### ○県立大学

1 監查執行年月日 平成20年11月28日

2 監査対象期間 平成19年9月~平成20年8月

3 指摘事項 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務に

ついて不適切な事務処理が多数あった。

①旅費の算定に係る事務処理

②外国旅行に係る支出負担行為の事務処理

③契約手続きに係る事務処理

④源泉所得税の徴収に係る事務処理

⑤現金の直接収納事務に係る事務処理

4 講じた措置 改善すべき具体的な事項については、改善を図った。

今後は、財務に関する事務の強化を図り、適正な事務執行に努

める。

### ○中央児童相談所

1 監查執行年月日 平成21年1月9日

2 監査対象期間 平成19年10月~平成20年9月

3 指摘事項 行政財産使用料の算定に誤りがあり、過大に徴収していた。

4 講じた措置 過大に徴収していた使用料については、平成21年1月14日

にれい出し、是正を図った。

今後は、チェック機能の充実・強化を図り、使用許可、調定を 行う際には、金額及びその積算根拠を公有財産台帳など関係書類

で十分確認を行っていくこととした。

### ○山梨園芸高等学校

1 監查執行年月日 平成21年1月19日、2月9日

2 監査対象期間 平成19年11月~平成20年10月

3 指摘事項

収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務に ついて、不適切な事務処理が多数あった。

- ①旅費の算定に係る事務処理
- ②通勤手当の算定に係る事務処理
- ③給与等の支給に係る事務処理
- ④資金前渡職員口座の取扱いに係る事務処理
- ⑤資金前渡の取扱いに係る事務処理

4 講じた措置

改善すべき具体的事項については、改善を図った。 今後は、財務に関する事務の強化を図り、適正な事務執行に努 める。

| 発行者            | 山梨県         |
|----------------|-------------|
| 山梨県            | · 公報        |
| (甲府市丸の内一丁目六番一号 | 第千九百四十一号    |
| ]目六番一号         | 平成二十一年四月二十日 |
| 印刷所の株サンニチ印刷    | 十日          |
| 刷(甲府市北口二丁目六番)  |             |
|                |             |
|                |             |
|                | 三八          |
|                |             |